

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 26 回

平成23年6月10日

第26回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年6月10日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 川 後 義 雄

森 本 眞 人 森 本 まさみ 山 門 忍 和 田 至 由

岡 崎 昭 榮 枡 尾 喜 正 椋 野 茂 中 村 益 郎

西 常 雄 倉 本 善 夫 山 口 政 高 福 岡 淳 史

浦 坪 昇 辻 本 薫 福 山 康 子

(欠席委員) 久 保 勇 榎 本 満

(事務局) 事務局長 長田健次 農政係長 乾 義昭 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件(市許可分)

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 1. 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について

2. その他

議 長 皆様、おはようございます。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は20名であります。欠席の届け出は、7番久保委員、及び12番榎本委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただ今から熊野市農業委員会第26回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、9番山門委員、11番岡崎委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

事務局に総括表の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 第26回総会総括表3条所有権移転市許可分は、2件で田2,422㎡、畑19㎡、計2,441㎡でございます。5条所有権移転は、2件で畑229㎡、計229㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、1件で、田2,156㎡、計2,156㎡でございます。

合計は、5件で、田4,578㎡、畑248㎡、総合計は4,826㎡でございます。

以上です。

議 長 第1号議案「農地法第3条の規定による所有権の移転の許可申請」の市許可分につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 1番、二木島町字呼崎〇〇番〇、台帳、田、現況、樹園地、面積1,864㎡、外計4筆、面積2,147㎡でございます。譲渡人は二木島町〇〇。理由は、妻に財産分与するためということでございます。譲受人は二木島町〇〇。所有面積0アール、耕作面積20アール。世帯員、従事者は2人で

す。理由は、夫から妻への同一世帯間の権利移動で、譲り受け柑橘栽培するということでございます。

2番、久生屋町字大久生屋〇〇番、台帳 田、現況、畑、面積294㎡でございます。譲渡人は有馬町〇〇。理由は、会社勤めで農業に従事できないためということでございます。譲受人は、有馬町〇〇。所有面積94アール、耕作面積80アール。世帯員、従事者は1人です。理由は、規模拡大、野菜栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番については、いずれも申請書の内容等書類審査において、農地すべての効率的利用等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満していると考えます。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

所有権移転の1番について、二木島町お願いします。

1番（多川委員） 1番多川です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

内容については、事務局の説明のあったとおりです。譲渡人は夫であり、譲受人は、妻でございます。現地調査と聞き取り調査を実施しました結果、譲渡人は高齢のため、元気なうちに妻に財産分与をしたいということで、譲受人である妻が農業を引き継ぐものです。分与を受ける農地は、荒地はなく、樹園地として耕作されており、引き続いて耕作するものです。

現地は、二木島湾の南側で二木島駅から約1キロ前後にあり、自宅周辺の樹園地で、農機具についても揃っております。分与前から夫婦で農作業をしており農業経験もありますので、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 2番について、久生屋町お願いいたします。

11番（岡崎委員） 11番、岡崎です。

1号議案の2について説明申し上げます。

ただ今、事務局から説明のあったとおりでございますけれども、6月2日に譲受人とその方の姪にあたる方と、そしてその姪の方の息子さんと、現地で立会いを行ないました。現地は、御浜町との境界の手前、約200m位の県

道鶴殿熊野線、俗称オレンジ道路の南側約100m位のところがございます。この辺りは元々、田圃が中心で、農業振興地域であったわけですがけれども、現地の大半が葦原に覆われてきております。譲り受けようとする294㎡につきましても元は田圃で、畑の状態ではございますが雑草に覆われておりまして、即耕作という状態ではございません。このまま放置すると、いま申しました葦原になってしまいます。譲渡人は、まだ若い51歳です。そして譲受人は87歳の高齢の女性でございます。したがって、この許可申請書を見たときに果たして農業者として如何なものかという疑問を持ちました。しかし話を聞いてみますと87歳という高齢の女性でございますけれども、1人で農作業をする場合には、二輪車の自転車には乗れないかと思いますが、三輪車の自転車に乗って現地まで行っているようでございます。そしてみかん園が主でございます。申請地の周りに4,500㎡、自宅の近くの有馬町松原地区に5,000㎡、約1町のみかん畑があり、それを作るおりに、先ほど申しました本家にあたる姪の方、あるいは、その息子さんに手伝ってもらって、消毒とか、穫り入れとかしているということでございまして、この農地を譲り受けることについても隣接地であること、そしてこのまま放置すると葦原になってしまう。この際に買い求めて野菜栽培をするということですが、したがって権利を取得しようとする譲受人さんは、高齢であるけれども、農機具その他一切は、2箇所に分置して農業に従事しており、従事者についても年間にして100日から少なくとも80日は、先ほどの方に無償で手伝ってもらっている。ここで申し上げるのはどうかとも思いますが、この譲受人さんは、独り者で後継者もありませんが、今、手伝ってもらっている姪の方に譲るのではないかと推測されます。譲受人さんは、この農地を譲り受けた後は、野菜畑として、里芋を植えたいというお話もございました。したがって放置されることはないと考えます。それと久生屋地内におきましては、農業者として5反の最低農地面積が必要となっております。所有面積が9反4畝で耕作面積が8反となっており、疑問もあるかと思いますが、残り1反4畝については、田圃としてもっておった、それが葦原になってしまっ、どうしても耕作できないということでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。私、現地で疑念を持っておりました高齢者であること、農業者として果たしてどうかということについては、十分農業者としてやっていただけることを確認し、あるいは後継者らしき方が手助けをしておることから、

3条の所有権による移転につきましては、何ら問題ないと考えます。

以上でございます。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、委員の皆さん、ご意見があれば発言をお願いします。

非常に詳しい、よく分かる現場の説明をいただきましたので、皆さんご意見もでないのかと思いますが…。

ございませんか。

(なし)

議 長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による所有権の移転の許可申請」の市許可分につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしとのことですので、第1号議案は原案を承認することに決定します。

次に、第2号議案「農地法第5条の規定による農地転用の許可申請」につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 1番、金山町字東上野〇〇番〇、台帳、畑、現況、休耕、面積203㎡でございます。譲渡人は、金山町〇〇。譲受人は、有馬町〇〇。転用の目的、施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅平屋建て1棟56.84㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、配置図、建物平面図、建築確約書、同意書、成年後見人登記事項証明書、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、金山町字東上野〇〇番〇、台帳、畑、現況、休耕、面積26㎡でございます。譲渡人は、金山町〇〇。譲受人は、有馬町〇〇。転用の目的、施設の内容等ですが、物干し場用地でございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、同意書、成年後見人登記事項証明書、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案1番、2番については、いずれも申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満していると考えます。

現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

所有権移転の1番、2番について、金山町お願いいたします。

13番（栃尾委員） 13番、栃尾です。

第2号議案の1番、2番について説明させていただきます。

1番と2番が同じ場所でございますので、まず現地から説明させていただきます。金山集会所の裏に国道311号線が通っております。そして県道御浜北山線も通っており、交差点となっております。その信号を御浜方面向いて約100m下りますと、また左に入る市道があり、その市道を約7、80m入ったところに、この現地1番と2番があります。まず、1番でございますが、譲渡人は農業を続けている後見人さんです。この人の農地を譲り受けまして、譲受人さんが住宅を新築したいということでございます。2番につきましても、同譲渡人から譲り受けたいということでございますが、この2番の件につきましては、1月の総会において、地元委員が説明し、承認を受けたところでございまして、既に建築が始まっております。その家の前に地図を見ていただきますと分かりますが、1番の譲受人さんとの土地の境界に物干し場が狭いことから、この際許可を得て譲り受けたいということございます。

周囲につきましては、東は道路、その道路からまた東は谷になっており、竹やぶの状態でございます。北は素畑。西側が素畑ほか、みかん畑。南につきましては、道路側に、既に8軒ばかり住宅が立ち並んでおります。また1番の譲受人さんの直ぐ前に、1月に総会で承認なりました〇〇さんの家の新築も始まっております。そういったところでございますので、私たち地元農業委員といたしまして何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問

題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、委員の皆さん、ご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 特にご発言もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いします。

農地部会長（岡崎委員） 11番、岡崎です。

ただいま、地元の委員さんから説明のあったとおりでございます。また1月総会で申請地の両サイドが5条転用許可申請で承認、許可されているところであり、それに挟まる土地でございますので、農業委員さんのおっしゃるとおり特に問題ないと考えます。

以上です。

議長 農地部会長さんからは転用について特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。

第2号議案「農地法第5条の規定による農地転用の許可申請」につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案については原案を承認することと決定し、その旨の意見を附して知事に進達することといたします。

次に、承認事項（1）「農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について」を、議題といたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 1番、有馬町字仲沖〇〇番〇、台帳、田、現況、田、面積359㎡、外計3筆、面積2,156㎡でございます。利用目的は、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は有馬町〇〇。借受人は有馬町〇〇。取り扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から3年間で再設定でございます。

承認事項1については、農地すべての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

1 番について有馬町、お願いいたします。

10 番（和田委員） 10 番、和田です。

承認事項の 1 番、利用権の設定について説明させていただきます。借受人さんは団地園芸を主とする認定農家で、熱心に農業に取り組んでおり、この件は、再設定でもありますので地元委員としては何ら問題ないと思います。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの承認事項（1）につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（な し）

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項（1）「農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について」につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項（1）については、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項はすべて議了いたしました。

その他事項で何かございませんか。

（な し）

それでは事務局から連絡事項がございます。

事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

6 月 8 日に三重県農業会議、及び東海農政局による農業委員会の適正な事務実施に関する緊急会議が、津市でございました。平成 21 年 1 月 23 日の農業委員会の適正な事務実施に向けての通知以来、農業委員会の目に見える具体的な活動が指摘されており、当委員会では、すでに目に見える活動の一つとしてインターネットで公表している事項もございますが、今回、特に 3 つの項目について 7 月末までに完全履行するように国から指示が出されまし

た。一点目が、農地法第3条の許可事務処理の事前周知を図ること。二点目が3条申請から許可が下りるまでの期間の日数、30日の公表。三点目が下限面積の見直し検討の審議、公表でございます。一点目と二点目は公表済みですが、三点目の下限面積の見直しは行なっておりませんので、来月の総会で、事務局の作成した資料に基づき見直しの協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、7月末までの完全履行ではございませんが、熊野市には農業生産法人が2法人ございまして、金山パイロット、育生町にございます熊野薬草園が、農業生産法人としての要件を満たしているかの確認調査の結果を、毎年総会での報告事項とするように指示が出ておりますので、今後総会で、調査の結果を報告させていただく予定でございます。適正な事務実施が履行されていない農業委員会については、聞き取り調査もあるようですので、一つ一つ着実に目標達成していきたいと考えておりますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、総会開催文書と一緒に送付させていただきました熊野市鳥獣害防止総合対策協議会（事務局農業振興課）の竹と間伐材を使った捕獲檻の組立て実演研修会開催のご案内についてであります。

明日11日午前8時30分から午後5時ごろまで、愛知県岡崎市猟友会の成瀬勇夫氏による手製の捕獲檻の組立て実演研修会が神川町長原生活改善センターで行なわれます。組立て実演は伊瀧神社付近となっております。

当日は、組立てにかなり時間がかかるため、昼食は各自で用意をお願いしますとのこと。ご参加いただけます方はよろしくお願いいたします。天候が気になるところですが、少々の雨では決行すると聞いております。なお大雨、強風で中止する場合は、市役所の当直に連絡を入れておきますので、各自で確認をお願いしますとのこと。

次にお手元に配布させていただいております農地法第3条許可農地の利用状況追跡調査表につきまして、本年も過去5年間における農地利用状況追跡調査をお願いします。耕作状況調査表に基づき耕作、未耕作の確認調査を行っていただき、耕作の場合は、作物名の記入、未耕作の場合は農地の管理状況、例えば草刈による保全管理、耕作放棄等の状況を記載していただくと同時に、農地の利用、適正管理に向けて、本人の意向や、委員さんによる指導状況等を簡単に記載下さい。なお、今年度から昨年度承認事項で承認されました圃場整備工事の追跡調査も合わせてお願いしたいと思います。圃場整

備工事につきましても特記事項欄を設けておりますので、工事の進捗状況、耕作状況等調査記載をお願いします。調査いただきました調査表は、9月の総会までに提出をお願いします。

また、この調査と合わせて、各地域で新たに発生した遊休農地がございましたら、事務局までお知らせ下さい。今後、所有者の把握等行なっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、熊野市観光協会から熊野大花火大会の協賛について協力依頼がございましたので、ご連絡申し上げます。

委員の皆様には、例年、熊野大花火大会に協賛いただきありがとうございます。今年も8月17日に花火大会が開催されます。協賛いただけます方は、次回7月の総会までに、協賛金を事務局までお届けください。協賛金については、例年1人5,000円の協力をいただいております。事務局で取りまとめのうえ、観光協会にお届けいたします。なお、領収書につきましては、8月の総会でお渡しすることになります。

最後に、次回の現地調査は6月30日、木曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第27回総会は、7月8日、金曜日、午前9時30分から熊野市役所2階第1会議室での開会を予定しております。よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第26回総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 午前 10時 10分)